

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する文書による意見の応募にあたっての留意事項

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）について、広くご意見をお聴きするものです。（以下「ご意見をお聴きする場」という。）

（「文書」によるご意見の募集」への応募にあたっての留意事項）

- 1) ご意見が400字を超える場合は、『別紙－6 文書応募用紙』にご意見の要旨をご記入いただき、ご意見については、自由用紙にご記入いただき、併せて提出をお願いします。
- 2) 『別紙－6 文書応募用紙』の裏面に併せてご記入いただきます属性情報（住所、年代、性別）の取り扱いについては『別添 募集要領』の「11. 「ご意見をお聴きする場」に関する個人情報の取り扱い及び記録等の公表について」をご確認ください。
- 3) 電話でのご意見は受け付けておりません。
- 4) 皆様からいただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方を、お示しさせていただく予定です。いただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- 5) ご意見において下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
 - ・その他、「検討報告書（素案）」に関係のない内容
- 6) いただいたご意見については内容や要旨について事務局より確認させていただく場合があります。
- 7) 「ご意見の募集」への応募をいただいたご意見については「ご意見をお聴きする場」での発表希望として扱うことはいたしかねます。希望される場合は、お手数ですが『別紙－2 発表応募用紙』での応募も併せて行っていただきますようお願いいたします。